

提供書面分冊

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結貸借対照表 (平成20年3月31日現在)

株式会社 新 生 銀 行

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	505,630	預 金	5,229,444
買現先勘定	2,014	譲渡性預金	577,189
債券貸借取引支払保証金	18,753	債 券	662,434
買入金銭債権	468,880	コールマネー及び売渡手形	632,117
特定取引資産	315,287	債券貸借取引受入担保金	148,421
金銭の信託	371,572	特定取引負債	205,011
有価証券	1,980,292	借 用 金	1,127,227
貸出金	5,622,266	外 国 為 替	39
外国為替	17,852	短 期 社 債	73,600
その他資産	1,100,151	社 債	426,286
有形固定資産	305,771	そ の 他 負 債	708,749
建 物	20,996	賞 与 引 当 金	14,572
土 地	10,689	役 員 賞 与 引 当 金	249
建設仮勘定	83	退 職 給 付 引 当 金	4,660
有形リース資産	264,970	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	132
その他の有形固定資産	9,031	利 息 返 還 損 失 引 当 金	39,333
無形固定資産	233,174	固 定 資 産 処 分 損 失 引 当 金	5,025
ソフトウェア	27,499	特 別 法 上 の 引 当 金	4
の れ ん	142,239	繰 延 税 金 負 債	4,283
無形資産	23,676	支 払 承 諾	701,717
無形リース資産	39,668	負 債 の 部 合 計	10,560,501
その他の無形固定資産	89	(純資産の部)	
債券繰延資産	125	資 本 金	476,296
繰延税金資産	28,238	資 本 剰 余 金	43,558
支払承諾見返	701,717	利 益 剰 余 金	302,535
貸倒引当金	△145,966	自 己 株 式	△72,566
資産の部合計	11,525,762	株 主 資 本 合 計	749,823
		その他有価証券評価差額金	△35,073
		繰延ヘッジ損益	△1,057
		為替換算調整勘定	1,872
		評価・換算差額等合計	△34,258
		新株予約権	1,257
		少数株主持分	248,437
		純資産の部合計	965,261
		負債及び純資産の部合計	11,525,762

連結損益計算書 (平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

株式会社 新 生 銀 行

(単位：百万円)

科 目		金	額
経 常	収 入		593,503
資 金	利 息	242,171	
貸 出	配 当	186,747	
有 価	金 利	42,768	
コ ー	一 般	1,034	
買 入	現 借	24	
債 券	の 他	1,005	
預 せ	務 定	5,359	
の	の	5,231	
役 特	の	65,977	
そ	の	9,719	
そ	の	246,601	
経 常	の	29,032	
費 用	調 達		582,281
金	金 性	104,395	
預 讓	一 般	43,467	
債 券	マ ネ	4,458	
コ ー	一 般	3,398	
売 入	現 借	14,919	
マ ー	の 他	5	
借 短	務 定	1,159	
社 所	の	18	
の	の	15,256	
役 特	の	1,112	
そ	の	15,278	
そ	の	5,322	
營	の	25,141	
営	の	629	
の	の	187,320	
無	の	171,295	
そ	の	9,277	
の	の	3,257	
貸	の	158,761	
そ	の	93,498	
の	の	66,966	
常 別	の	26,531	
利 益	の		11,222
益	の		88,916
分 立	の	67,059	
利 益	の	1,057	
失	の	20,799	
分 損	の		7,582
損 失	の	897	
入 額	の	919	
入 額	の	5,025	
入 額	の	0	
入 額	の	738	
入 額	の		92,556
入 額	の		4,902
入 額	の		9,500
入 額	の		18,044
入 額	の		60,108

連結株主資本等変動計算書（平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで）

株式会社 新 生 銀 行

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
前連結会計年度末残高	451,296	18,558	245,499	△72,560	642,794
当連結会計年度変動額					
新株の発行	25,000	25,000			50,000
剰余金の配当			△3,072		△3,072
当期純利益			60,108		60,108
自己株式の取得				△1	△1
連結子会社増加による増加高			0	△4	△4
連結子会社増加による減少高			△0		△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	25,000	25,000	57,035	△6	107,029
当連結会計年度末残高	476,296	43,558	302,535	△72,566	749,823

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 調 整 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計			
前連結会計年度末残高	5,091	△7,744	2,952	299	517	289,642	933,253
当連結会計年度変動額							
新株の発行							50,000
剰余金の配当							△3,072
当期純利益							60,108
自己株式の取得							△1
連結子会社増加による増加高							△4
連結子会社増加による減少高							△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△40,165	6,686	△1,079	△34,558	740	△41,204	△75,022
当連結会計年度変動額合計	△40,165	6,686	△1,079	△34,558	740	△41,204	32,007
当連結会計年度末残高	△35,073	△1,057	1,872	△34,258	1,257	248,437	965,261

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 104社

主要な会社名

株式会社アプラス

昭和リース株式会社

シンキ株式会社

新生信託銀行株式会社

新生証券株式会社

なお、レクシア有限責任事業組合他11社は設立により、株式会社エス・エス・ソリューションズ他4社は重要性が増加したことにより、シンキ株式会社他2社（注）は株式の追加取得により、当連結会計年度から連結しております。

また、有限会社新生エフ・ピー他3社は清算により、ライフ住宅ローン株式会社は株式売却により、Albemarle Capital GmbH他4社は支配権の喪失により、連結の範囲から除外しております。昭和ハイテクレント株式会社は昭和リース株式会社との合併により消滅しております。

（注）シンキ株式会社及びその子会社2社は、平成19年12月13日付で当行の子会社となったことから、損益計算書については同年10月1日以降の分を連結しております。

- ② 非連結の子会社及び子法人等 100社

主要な会社名

華和国际租賃有限公司

子会社エス・エル・パシフィック株式会社他70社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、会社計算規則第95条第1項第2号により、連結の範囲から除外しております。

また、その他の非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 0社
② 持分法適用の関連法人等 30社

主要な会社名

Hillcot Holdings Limited

日盛金融控股股份有限公司

なお、UTI International (Singapore) Private Limited他6社は設立により、当連結会計年度から持分法を適用しております。

また、Consus SB First Securitization Speciality Co., Ltd.他1社は清算により、楽天モーゲージ株式会社は株式売却により、持分法適用の範囲から除外しております。シンキ株式会社は株式の追加取得により、平成19年12月13日付で当行の子会社となったことから、同年10月1日以降持分法の適用対象から除外し連結しております。

- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 100社

主要な会社名

華和国际租賃有限公司

子会社エス・エル・パシフィック株式会社他70社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、会社計算規則第101条第1項第2号により、持分法の対象から除いております。

その他の持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- ④ 持分法非適用の関連法人等 0社

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

12月末日

38社

3月末日

66社

- ② 12月末日を決算日とする連結される子会社及び子法人等のうち5社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結の子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(イ)と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 買入金銭債権の評価基準及び評価方法

売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(5) 減価償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産（有形リース資産を除く）の減価償却は、建物及び当行の動産のうちパソコン以外の電子計算機（ＡＴＭ等）については主として定額法、その他の動産については主として定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
動産	2年～15年

（会計方針の変更）

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ295百万円減少しております。

（追加情報）

当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

② 無形固定資産

無形固定資産のうち無形資産は、株式会社アプラス、昭和リース株式会社及びシンキ株式会社並びにそれらの連結される子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上されたものであり、償却方法及び償却期間は次のとおりであります。

（株式会社アプラス）

	償却方法	償却期間
商標価値	定額法	10年
商権価値（顧客関係）	級数法	10年
商権価値（加盟店関係）	級数法	20年

（昭和リース株式会社）

	償却方法	償却期間
商標価値	定額法	10年
商権価値（顧客関係）	級数法	20年
契約価値（保守契約関係）	定額法	契約残存年数による
契約価値（サブリース契約関係）	定額法	契約残存年数による

（シンキ株式会社）

	償却方法	償却期間
商標価値	定額法	10年
商権価値（顧客関係）	級数法	10年

また、のれん及び負ののれんの償却については、主として20年間で均等償却しております。但し、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。

上記以外の無形固定資産（無形リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年または8年）に基づいて償却しております。

③ その他

連結される子会社の保有する有形リース資産及び無形リース資産の減価償却については、リース期間を償却年数とするリース期間定額法によっております。

(6) 繰延資産の処理方法

当行の繰延資産は、次のとおり処理しております。

(イ) 株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

(ロ) 社債発行費

社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行費は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。

また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としておりますが、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期限までの期間に対応して償却するとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

(ハ) 債券発行費用

債券発行費用は債券繰延資産として計上し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。

なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券繰延資産（債券発行費用）は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。

連結される子会社及び子法人等の創立費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

また、連結される子会社の社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

(7) 貸倒引当金の計上基準

当行及び国内信託銀行子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

当行では破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

国内信託銀行子会社以外の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、当行及び一部の連結される子会社では破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は96,378百万円であります。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(10) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を、主としてそれぞれの発生年度から損益処理

なお、当行の会計基準変更時差異（9,081百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

(11) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、一部の連結される子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(会計方針の変更)

従来、一部の連結される子会社の役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されたことに伴い、当連結会計年度から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は132百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は同額減少しております。

(12) 利息返還損失引当金の計上基準

連結される子会社の利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に伴う損失に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

(13) 固定資産処分損失引当金の計上基準

固定資産処分損失引当金は、将来移転を予定している当行及び一部の連結される子会社の本店や、閉鎖を予定しているリテールバンキングの一部の出張所及びATMコーナー等について見込まれる原状回復費用等の額を、契約書等に基づき合理的に算出して計上しております。

(14) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、連結される国内証券子会社の金融商品取引責任準備金であり、証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項の定めるところにより算出した額を計上しております。

なお、従来、証券取引法第51条の規定に基づき、証券会社に関する内閣府令第35条の定めにより証券取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当連結会計年度から金融商品取引責任準備金として計上しております。

(15) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す非連結の子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(16) リース取引の処理方法

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(17) ヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各連結会計年度において従来の基準に従い、

ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は11百万円（税効果額控除前）であります。

一部の連結される子会社及び子法人等のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは金利スワップの特例処理によっております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは時価ヘッジによっております。

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジまたは時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識または繰延処理を行っております。

(18) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(19) その他連結計算書類作成のための重要な事項

(イ) 連結納税制度の適用

当行及び一部の国内の連結される子会社は、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

(ロ) 信販業務の収益の計上方法

信販業務の収益の計上は、期日到来基準とし、主として次の方法によっております。

(アドオン方式契約)

総合・個品あっせん	7・8分法
信用保証（保証料契約時一括受領）	7・8分法
信用保証（保証料分割受領）	定額法

(残債方式契約)

総合・個品あっせん	残債方式
信用保証（保証料分割受領）	残債方式

（注）計上方法の内容は次のとおりであります。

- ① 7・8分法とは、手数料総額を分割回数の積数で按分し、各返済期日到来の都度積数按分額を収益計上する方法であります。
- ② 残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日の都度算出額を収益計上する方法であります。

(ハ) リース業務の収益の計上方法

リース業務の収益の計上は、リース契約上收受すべきリース料総額をリース期間に相当する月数で均等割した月当たりリース料を基準として、その経過期間に対応する額を計上しております。

(ニ) 消費者金融業務の収益の計上方法

連結される消費者金融專業子会社の貸出金に係る未収利息については、利息制限法上限利率または約定利率のいずれか低い利率により計上しております。

表示方法の変更

1. 短期社債

無券面のコマーシャル・ペーパーの残高は、従来、「コマーシャル・ペーパー」に含めて表示しておりましたが、法律上の位置付けに従い、当連結会計年度から「短期社債」として表示しております。

2. 金融商品取引責任準備金繰入額

「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成19年8月8日）により改正され、平成19年9月30日から施行されることになったことに伴い、「特別損失」に計上しておりました「証券取引責任準備金繰入額」は、当連結会計年度から「金融商品取引責任準備金繰入額」として計上しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額（連結される子会社及び子法人等の株式及び出資を除く）49,541百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は3,058百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは84,384百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,173百万円、延滞債権額は42,528百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額は2,635百万円、延滞債権額は4,908百万円であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は4,792百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、3カ月以上延滞債権は1,340百万円であります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は54,980百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、貸出条件緩和債権は6,782百万円であります。
6. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は104,474百万円であります。
「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は15,666百万円であります。
なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,199百万円であります。
8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の当連結会計年

度末残高の総額は、61,144百万円であります。

原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、157,021百万円であります。

9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	643百万円
買入金銭債権	47,380百万円
有価証券	530,791百万円
貸出金	19,192百万円
建物	855百万円
土地	1,365百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,058百万円
コールマネー及び売渡手形	180,000百万円
債券貸借取引受入担保金	148,421百万円
借入金	80,294百万円
支払承諾	908百万円

なお、上記借入金の担保として、未経過リース債権33,429百万円を差し入れております。

上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券162,420百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は91百万円、保証金は17,623百万円、デリバティブ取引の差入担保金は5,603百万円であります。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、4,436,578百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが4,064,768百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. その他資産には、割賦売掛金421,817百万円が含まれています。

12. 有形固定資産の減価償却累計額 303,401百万円

13. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,902百万円

14. のれん及び負ののれんは相殺して無形固定資産ののれんとして表示しております。
相殺前の金額は、次のとおりであります。

のれん	149,314百万円
負ののれん	7,075百万円
差引額	142,239百万円

15. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金108,000百万円が含まれております。
16. 社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債341,243百万円が含まれております。
17. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は78,691百万円であります。
18. 1株当たりの純資産額364円35銭
19. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
20. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。
- | | |
|--------------------|------------|
| 退職給付債務 | △69,056百万円 |
| 年金資産（時価）（含む退職給付信託） | 61,589 |
| 未積立退職給付債務 | △7,467 |
| 会計基準変更時差異の未処理額 | 4,237 |
| 未認識数理計算上の差異 | 10,070 |
| 未認識過去勤務債務 | △3,823 |
| 連結貸借対照表計上額の純額 | 3,016 |
| 前払年金費用 | 7,677 |
| 退職給付引当金 | △4,660 |
21. ストック・オプションに関する事項は次のとおりであります。
- (1) ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
その他の営業経費 740百万円

(2) ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

① ストック・オプションの内容

当連結会計年度において存在したストック・オプション

	第1回新株予約権		第2回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行執行役11名 当行従業員2,185名		当行従業員3名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 5,343,000株	普通株式 4,112,000株	普通株式 82,000株	普通株式 79,000株
付与日	平成16年7月1日		平成16年10月1日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成16年7月1日から 平成18年7月1日まで	平成16年7月1日から 平成19年7月1日まで	平成16年10月1日から 平成18年7月1日まで	平成16年10月1日から 平成19年7月1日まで
権利行使期間	平成18年7月1日から 平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から 平成26年6月23日まで	平成18年7月1日から 平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から 平成26年6月23日まで

	第3回新株予約権		第4回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行従業員1名		当行執行役1名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 13,000株	普通株式 12,000株	普通株式 125,000株	普通株式 125,000株
付与日	平成16年12月10日		平成17年6月1日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成16年12月10日から 平成18年7月1日まで	平成16年12月10日から 平成19年7月1日まで	平成17年6月1日から 平成18年7月1日まで	平成17年6月1日から 平成19年7月1日まで
権利行使期間	平成18年7月1日から 平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から 平成26年6月23日まで	平成18年7月1日から 平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から 平成26年6月23日まで

	第5回新株予約権		第6回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行取締役15名 当行執行役10名 当行従業員437名		当行執行役5名 当行従業員35名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 2,609,000株	普通株式 2,313,000株	普通株式 1,439,000株	普通株式 1,417,000株
付与日	平成17年6月27日		平成17年6月27日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成17年6月27日から 平成19年7月1日まで	平成17年6月27日から 平成20年7月1日まで	平成17年6月27日から 平成19年7月1日まで	平成17年6月27日から 平成20年7月1日まで
権利行使期間	平成19年7月1日から 平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から 平成27年6月23日まで	平成19年7月1日から 平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から 平成27年6月23日まで

	第7回新株予約権		第8回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行執行役8名 当行従業員127名		当行執行役1名 当行従業員34名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 678,000株	普通株式 609,000株	普通株式 287,000株	普通株式 274,000株
付与日	平成17年6月27日		平成17年6月27日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成17年6月27日から 平成20年7月1日まで	平成17年6月27日から 平成22年7月1日まで	平成17年6月27日から 平成20年7月1日まで	平成17年6月27日から 平成22年7月1日まで
権利行使期間	平成20年7月1日から 平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から 平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から 平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から 平成27年6月23日まで

	第9回新株予約権		第10回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行従業員2名		当行従業員2名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 79,000株	普通株式 78,000株	普通株式 27,000株	普通株式 26,000株
付与日	平成17年9月28日		平成17年9月28日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成17年9月28日から 平成19年7月1日まで	平成17年9月28日から 平成20年7月1日まで	平成17年9月28日から 平成20年7月1日まで	平成17年9月28日から 平成22年7月1日まで
権利行使期間	平成19年7月1日から 平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から 平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から 平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から 平成27年6月23日まで

	第11回新株予約権		第12回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行従業員2名		当行従業員2名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 26,000株	普通株式 24,000株	普通株式 9,000株	普通株式 8,000株
付与日	平成18年3月1日		平成18年3月1日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成18年3月1日から 平成19年7月1日まで	平成18年3月1日から 平成20年7月1日まで	平成18年3月1日から 平成20年7月1日まで	平成18年3月1日から 平成22年7月1日まで
権利行使期間	平成19年7月1日から 平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から 平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から 平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から 平成27年6月23日まで

	第13回新株予約権		第14回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行取締役15名 当行執行役員14名 当行従業員559名		当行執行役員3名 当行従業員28名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 2,854,000株	普通株式 2,488,000株	普通株式 1,522,000株	普通株式 1,505,000株
付与日	平成18年5月25日		平成18年5月25日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成18年5月25日から 平成20年6月1日まで	平成18年5月25日から 平成21年6月1日まで	平成18年5月25日から 平成20年6月1日まで	平成18年5月25日から 平成21年6月1日まで
権利行使期間	平成20年6月1日から 平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から 平成27年6月23日まで	平成20年6月1日から 平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から 平成27年6月23日まで

	第15回新株予約権		第16回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行執行役員12名 当行従業員159名		当行従業員19名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 749,000株	普通株式 690,000株	普通株式 170,000株	普通株式 161,000株
付与日	平成18年5月25日		平成18年5月25日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成18年5月25日から 平成21年6月1日まで	平成18年5月25日から 平成23年6月1日まで	平成18年5月25日から 平成21年6月1日まで	平成18年5月25日から 平成23年6月1日まで
権利行使期間	平成21年6月1日から 平成27年6月23日まで	平成23年6月1日から 平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から 平成27年6月23日まで	平成23年6月1日から 平成27年6月23日まで

	第17回新株予約権		第18回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行取締役12名 当行執行役員13名 当行従業員110名		当行執行役員3名 当行従業員23名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 1,691,000株	普通株式 1,615,000株	普通株式 747,000株	普通株式 733,000株
付与日	平成19年5月25日		平成19年5月25日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成19年5月25日から 平成21年6月1日まで	平成19年5月25日から 平成23年6月1日まで	平成19年5月25日から 平成21年6月1日まで	平成19年5月25日から 平成23年6月1日まで
権利行使期間	平成21年6月1日から 平成29年5月8日まで	平成23年6月1日から 平成29年5月8日まで	平成21年6月1日から 平成29年5月8日まで	平成23年6月1日から 平成29年5月8日まで

	第19回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	子会社役員32名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 86,000株	普通株式 54,000株
付与日	平成19年7月2日	
権利確定条件	(注) 2	
対象勤務期間	平成19年7月2日から 平成21年7月1日まで	平成19年7月2日から 平成23年7月1日まで
権利行使期間	平成21年7月1日から 平成29年6月19日まで	平成23年7月1日から 平成29年6月19日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 原則として、対象勤務期間を通じて継続して勤務することにより権利が確定します。但し、「新株予約権付与契約」に定められた一定の事由が生じた場合には、権利が確定または失効する場合があります。

② ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については株式数に換算して記載しております。

(イ) ストック・オプションの数

	第1回	第2回	第3回	第4回
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	2,880,000	79,000	12,000	125,000
付与	—	—	—	—
失効	52,000	—	—	—
権利確定	2,828,000	79,000	12,000	125,000
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	4,072,000	22,000	13,000	125,000
権利確定	2,828,000	79,000	12,000	125,000
権利行使	—	—	—	—
失効	557,000	59,000	—	—
未行使残	6,343,000	42,000	25,000	250,000

	第5回	第6回	第7回	第8回
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	3,400,000	2,328,000	827,000	406,000
付与	—	—	—	—
失効	204,000	83,000	94,000	46,000
権利確定	1,898,000	1,249,000	18,000	—
未確定残	1,298,000	996,000	715,000	360,000
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	527,000	220,000	214,000	26,000
権利確定	1,898,000	1,249,000	18,000	—
権利行使	—	—	—	—
失効	134,000	65,000	—	—
未行使残	2,291,000	1,404,000	232,000	26,000

	第9回	第10回	第11回	第12回
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	157,000	53,000	50,000	17,000
付与	—	—	—	—
失効	—	—	4,000	3,000
権利確定	79,000	—	26,000	—
未確定残	78,000	53,000	20,000	14,000
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	79,000	—	26,000	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	5,000	—
未行使残	79,000	—	21,000	—

	第13回	第14回	第15回	第16回
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	4,457,000	2,680,000	1,195,000	215,000
付与	—	—	—	—
失効	552,000	66,000	126,000	21,000
権利確定	69,000	5,000	14,000	2,000
未確定残	3,836,000	2,609,000	1,055,000	192,000
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	227,000	—	66,000	—
権利確定	69,000	5,000	14,000	2,000
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	296,000	5,000	80,000	2,000

	第17回	第18回	第19回
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	3,306,000	1,480,000	140,000
失効	174,000	23,000	—
権利確定	47,000	—	—
未確定残	3,085,000	1,457,000	140,000
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	47,000	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	47,000	—	—

(口) 単価情報

	第1回	第2回	第3回	第4回
権利行使価格(円)	684	646	697	551
権利行使時平均株価(円)	721	739	—	—

	第5回	第6回	第7回	第8回
権利行使価格(円)	601	601	601	601
権利行使時平均株価(円)	—	—	—	—

	第9回	第10回	第11回	第12回
権利行使価格(円)	697	697	774	774
権利行使時平均株価(円)	—	—	—	—

	第13回		第14回	
権利行使期間	平成20年6月1日から 平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から 平成27年6月23日まで	平成20年6月1日から 平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から 平成27年6月23日まで
権利行使価格(円)	825		825	
権利行使時平均株価(円)	—		—	
付与日における公正な評価単価(円)	163	173	163	173

	第15回		第16回	
権利行使期間	平成21年6月1日から 平成27年6月23日まで	平成23年6月1日から 平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から 平成27年6月23日まで	平成23年6月1日から 平成27年6月23日まで
権利行使価格(円)	825		825	
権利行使時平均株価(円)	—		—	
付与日における公正な評価単価(円)	173	192	173	192

	第17回		第18回	
権利行使期間	平成21年6月1日から 平成29年5月8日まで	平成23年6月1日から 平成29年5月8日まで	平成21年6月1日から 平成29年5月8日まで	平成23年6月1日から 平成29年5月8日まで
権利行使価格(円)	555		555	
権利行使時平均株価(円)	—		—	
付与日における公正な評価単価(円)	131	143	131	143

	第19回	
権利行使期間	平成21年7月1日から 平成29年6月19日まで	平成23年7月1日から 平成29年6月19日まで
権利行使価格(円)	527	
権利行使時平均株価(円)	—	
付与日における公正な評価単価(円)	121	132

(3) ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプション（第17回～第19回）についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(イ) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(ロ) 主な基礎数値及び見積方法

	第17回		第18回	
権利行使期間	平成21年6月1日から 平成29年5月8日まで	平成23年6月1日から 平成29年5月8日まで	平成21年6月1日から 平成29年5月8日まで	平成23年6月1日から 平成29年5月8日まで
株価変動性(注) 1	26.4%	26.4%	26.4%	26.4%
予想残存期間(注) 2	6年	7年	6年	7年
予想配当(注) 3	2.66円/株	2.66円/株	2.66円/株	2.66円/株
無リスク利子率(注) 4	1.42%	1.50%	1.42%	1.50%

	第19回	
権利行使期間	平成21年7月1日から 平成29年6月19日まで	平成23年7月1日から 平成29年6月19日まで
株価変動性(注) 1	25.9%	25.9%
予想残存期間(注) 2	6年	7年
予想配当(注) 3	2.66円/株	2.66円/株
無リスク利子率(注) 4	1.59%	1.67%

- (注) 1. 2年間（第17回及び第18回については平成17年5月から平成19年5月まで、第19回については平成17年7月から平成19年7月まで）の株価実績に基づき算定しております。
2. 十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
3. 平成19年3月期の配当実績によっております。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

(4) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(連結損益計算書関係)

1. その他業務収益には、リース収入155,278百万円を含んでおります。
2. その他経常収益には、金銭の信託運用益21,261百万円を含んでおります。
3. その他業務費用には、リース原価141,398百万円を含んでおります。
4. その他の経常費用には、金銭の信託運用損293百万円を含んでおります。
5. 固定資産処分益には、当行本店不動産の売却益66,054百万円を含んでおります。
6. その他の特別利益には、子会社株式売却益20,368百万円を含んでおります。
7. 減損損失には、当行の以下の資産に係る減損損失を含んでおります。

場所	用途	種類	金額(百万円)
東京都、愛知県、兵庫県 (11箇所)	出張所及びA T M コーナー	建物、その他の有形固定 資産	896

当行グループは、管理会計上の区分を考慮して資産グループを決定しております。

当連結会計年度においてリテールバンキング部門における一部出張所及びA T Mコーナー等について営業環境等を総合的に勘案した結果、廃止することを決定したため、廃止決定対象となった資産については、個別に遊休資産とみなし、回収可能価額をゼロとして、帳簿価額全額を減損しております。

上記の減損損失のうち、建物に関するものは793百万円、その他の有形固定資産に関するものは102百万円であります。

8. 1株当たり当期純利益金額 38円98銭
9. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 32円44銭

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計 年度末株式数	当連結会計 年度増加株式数	当連結会計 年度減少株式数	当連結会計 年度末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	1,473,570	586,775	—	2,060,346	(注) 1、2、3
第二回甲種優先株式	74,528	—	74,528	—	(注) 4
第三回乙種優先株式	300,000	—	300,000	—	(注) 5
合 計	1,848,098	586,775	374,528	2,060,346	
自己株式					
普通株式	96,425	10	—	96,436	
第二回甲種優先株式	—	74,528	74,528	—	(注) 4
第三回乙種優先株式	—	300,000	300,000	—	(注) 5
合 計	96,425	374,538	374,528	96,436	

- (注) 1. 普通株式の発行済株式の増加数のうち200,000千株は、当行第三回乙種優先株式の取得条項の内容に関する定款の定めにより、平成19年8月1日付にて当該優先株式300,000千株の一斉取得と引換えに交付したものであります。
2. 普通株式の発行済株式の増加数のうち117,647千株は、平成20年2月4日を払込日とする第三者割当増資により交付したものであります。
3. 普通株式の発行済株式の増加数のうち269,128千株は、平成20年3月31日付にて当行第二回甲種優先株式74,528千株について、取得請求により交付したものであります。
4. 第二回甲種優先株式の増加及び減少は、上記3. の取得請求により取得し、消却したものであります。
5. 第三回乙種優先株式の増加及び減少は、上記1. の一斉取得により取得し、消却したものであります。

2. 新株予約権は、すべて当行のストック・オプションとしての新株予約権であります。

3. 当行の配当については、次のとおりであります。

当連結会計年度中の配当金支払額

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額	1株当たりの金額	基 準 日	効力発生日
平成19年 5月9日 取締役会	普 通 株 式	1,377百万円	1.00円	平成19年 3月31日	平成19年 5月30日
	第二回甲種優先株式	484百万円	6.50円	平成19年 3月31日	平成19年 5月30日
	第三回乙種優先株式	726百万円	2.42円	平成19年 3月31日	平成19年 5月30日
平成19年 11月14日 取締役会	第二回甲種優先株式	484百万円	6.50円	平成19年 9月30日	平成19年 12月7日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額	配 当 の 原 資	1株当たりの金額	基 準 日	効力発生日
平成20年 5月14日 取締役会 (予定)	普 通 株 式	5,773百万円	その他利益剰余金	2.94円	平成20年 3月31日	平成20年 6月5日

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券及びその他の特定取引資産が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成20年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（△は損）（百万円）
売 買 目 的 有 価 証 券	151,679	△6,266

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時 価 （百万円）	差 額 （百万円）	う ち 益 （百万円）	う ち 損 （百万円）
国 債	304,333	306,168	1,835	1,901	66
社 債	75,138	76,519	1,381	1,381	—
そ の 他	11,023	12,371	1,347	1,347	—
合 計	390,495	395,059	4,564	4,630	66

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	取得原価 （百万円）	連結貸借対照表計上額 （百万円）	評 価 差 額 （△は損） （百万円）	う ち 益 （百万円）	う ち 損 （百万円）
株 式	22,300	19,142	△3,157	1,068	4,226
債 券	548,322	544,921	△3,401	1,084	4,485
国 債	344,819	341,048	△3,770	378	4,148
地 方 債	2,205	2,264	58	58	—
社 債	201,297	201,608	310	647	337
そ の 他	520,220	491,537	△28,683	8,479	37,162
合 計	1,090,844	1,055,601	△35,242	10,631	45,874

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 「その他」は主として外国債券であります。

4. 上記の評価差額（損）35,242百万円に、時価評価されていない有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券の評価差額等（益）154百万円、及び繰延税金資産17百万円を加えた額（損）35,070百万円のうち、少数株主持分相当額48百万円を加算した額から、持分法適用会社のその他有価証券評価差額金のうち親会社持分相当額（損）51百万円を控除した額（損）35,073百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。
5. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という）しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は5,454百万円であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	536,145	6,025	1,235

6. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額（平成20年3月31日現在）

	金額（百万円）
非連結の子会社、子法人等及び関連法人等株式	42,158
その他の有価証券	428,913
非上場株式	14,989
非上場地方債	4
非上場社債	283,743
非上場外国証券	65,300
その他	64,876

7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	462,795	671,384	27,876	46,083
国債	298,680	300,618	—	46,083
地方債	4	1,738	525	—
社債	164,110	369,027	27,351	—
その他	26,086	203,360	165,234	162,753
合計	488,882	874,744	193,111	208,836

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (△は損) (百万円)
運用目的の金銭の信託	248,752	△5,603

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成20年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成20年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金銭の信託	122,819	122,819	—	—	—

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づき計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(売買目的の買入金銭債権関係)

売買目的の買入金銭債権 (平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (△は損) (百万円)
売買目的の買入金銭債権	280,630	△12,697

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成20年5月7日

株式会社 新生銀行
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	後 藤 順 子 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	宮 崎 茂 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	松 本 繁 彦 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社新生銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

第8期末 (平成20年3月31日現在) 貸借対照表

株式会社 新生銀行
(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	272,940	預当座預金	5,287,941
現預け	10,939	普通預金	26,045
買現先勤定	262,001	通通知預金	1,420,397
債券借取引支保	2,014	定定期預金	20,376
買入取引債証	13,850	その他の預金	3,532,995
特定取引資産	161,344	譲渡性預金	577,189
商品有価証券	275,136	債券発行高	663,134
特定取引有価証券	92	コ一ルマホ一	663,134
特定取引有価証券	65,927	債券借取引引	632,117
特定金融派生商品	16,637	特取引有価証券	148,421
その他の特定取引	192,262	特定金融派生商品	203,716
金銭の信託	215	借用	16,606
有価証券	606,018	借入	187,110
国債	2,300,303	外 国 為 替	304,078
地方債	645,346	外 国 他 店 預	304,078
社債	2,268	未 払 外 国 為	269
その他の証券	561,183	社 外 他 店 預	232
投資損引当	301,975	そ の 他 負 債	36
割手引手貸形	789,528	未 払 法 人 税 等	519,902
引形付付越	△3,370	前 受 取 収 入 益	450,643
証書貸付	12	先 物 取 引 差 金 勘	767
当座貸付	100,439	金 融 派 生 商 品	38,579
外 国 為 替	4,534,409	そ の 他 の 商 品	910
外 買 取 立 外 国 為 替	721,502	賞 与 引 当 金	83
そ の 他 の 資 産	17,852	退 職 給 付 引 当 金	356,340
前未払費用	15,534	固 定 資 産 処 分 損 失 引 当 金	53,961
物取引差入	162	支 払 承 諾	10,341
先融派生証券	2,155	負 債 の 部 合 計	1,554
社債の他の資産	577,856		4,913
有形固定資産	2,041		11,746
建設仮勘定	24,212		8,815,970
無形固定資産	69		
ソフトウェア	388,976	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	574	資 本 本 金	476,296
債券発行費用	161,983	資 本 準 備 金	43,558
債券発行費用	20,895	利 益 剰 余 金	43,558
繰延税金資産	14,517	利 益 準 備 金	317,276
繰延税金資産	83	そ の 他 利 益 剰 余 金	9,880
繰延税金資産	6,293	繰 越 利 益 剰 余 金	307,395
繰延税金資産	14,560	自 己 株 式	307,395
繰延税金資産	14,495	株 主 資 本 合 計	△72,557
繰延税金資産	65	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	764,573
繰延税金資産	125	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△35,024
繰延税金資産	125	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,896
繰延税金資産	14,697	新 株 予 約 権	△33,128
繰延税金資産	11,746	純 資 産 の 部 合 計	1,257
繰延税金資産	△93,662	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	732,703
資産の部合計	9,548,673		9,548,673

第8期 (平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで) 損益計算書

株式会社 新 生 銀 行

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	279,684
資 金 運 用 収 益	199,803
貸 出 金 利 息	110,567
有 価 証 券 利 息 配 当 金	76,969
コ ー ル ロ ー ン 利 息	1,034
買 現 先 利 息	24
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	976
預 け 金 利 息	4,695
金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	304
そ の 他 の 受 入 利 息	5,231
役 務 取 引 等 収 益	27,459
受 入 為 替 手 数 料	1,114
そ の 他 の 役 務 収 益	26,344
特 定 取 引 収 益	7,133
商 品 有 価 証 券 収 益	1
特 定 取 引 有 価 証 券 収 益	430
特 定 金 融 派 生 商 品 収 益	6,701
そ の 他 業 務 収 益	3,845
国 債 等 債 券 売 却 益	1,222
金 融 派 生 商 品 収 益	1,281
そ の 他 の 業 務 収 益	1,341
そ の 他 経 常 収 益	41,442
株 式 等 売 却 益	2,617
金 銭 の 信 託 運 用 益	37,633
そ の 他 の 経 常 収 益	1,192
経 常 費 用	247,155
資 金 調 達 費 用	100,993
預 金 利 息	43,560
譲 渡 性 預 金 利 息	4,458
債 券 利 息	3,398
コ ー ル マ ネ ー 利 息	14,919
売 現 先 利 息	5
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	1,187
借 用 金 利 息	3,798
社 債 利 息	24,564
そ の 他 の 支 払 利 息	5,099

科 目	金	額
役 務 取 引 等 費 用	15,960	
支 払 為 替 手 数 料	2,320	
そ の 他 の 役 務 費 用	13,640	
特 定 取 引 費 用	142	
そ の 他 の 特 定 取 引 費 用	142	
そ の 他 の 業 務 費 用	15,202	
外 国 為 替 売 買 損	727	
国 債 等 債 券 売 却 損	4,496	
国 債 等 債 券 償 却	3,185	
債 券 発 行 費 用 償 却	75	
社 債 発 行 費 用 償 却	434	
そ の 他 の 業 務 費 用	6,282	
営 業 経 費 用	85,681	
そ の 他 の 経 常 費 用	29,174	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	19,253	
貸 出 金 償 却	1,298	
株 式 等 売 却 損	920	
株 式 等 償 却	2,231	
金 銭 の 信 託 運 用 損	293	
そ の 他 の 経 常 費 用	5,177	
経 常 利 益		32,528
特 別 利 益		67,699
固 定 資 産 処 分 益	905	
償 却 債 権 取 立 益	315	
匿 名 組 合 出 資 分 配 金 益	66,054	
そ の 他 の 特 別 利 益	424	
特 別 損 失		41,910
固 定 資 産 処 分 損	620	
減 損 損 失	896	
固 定 資 産 処 分 損 失 引 当 金 繰 入 額	4,913	
そ の 他 の 特 別 損 失	35,480	
税 引 前 当 期 純 利 益		58,317
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		△7,666
法 人 税 等 調 整 額		12,780
当 期 純 利 益		53,203

第 8 期 （平成19年 4 月 1 日から 平成20年 3 月 31 日まで） 株主資本等変動計算書

株式会社 新 生 銀 行

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自 己 株 式	株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
		資本準備金	資 本 剰 余 金 計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利 益 剰 余 金 計			
前事業年度末残高	451,296	18,558	18,558	9,266	257,878	267,144	△72,555	664,444	
当事業年度変動額									
新株の発行	25,000	25,000	25,000					50,000	
剰余金の配当				614	△3,686	△3,072		△3,072	
当期純利益					53,203	53,203		53,203	
自己株式の取得							△1	△1	
株主資本以外の項目の当事業年度変動額（純額）									
当事業年度変動額合計	25,000	25,000	25,000	614	49,517	50,131	△1	100,129	
当事業年度末残高	476,296	43,558	43,558	9,880	307,395	317,276	△72,557	764,573	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 差 額	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
前事業年度末残高	4,181	△10,275	△6,094	517	658,866
当事業年度変動額					
新株の発行					50,000
剰余金の配当					△3,072
当期純利益					53,203
自己株式の取得					△1
株主資本以外の項目の当事業年度変動額（純額）	△39,206	12,172	△27,034	740	△26,293
当事業年度変動額合計	△39,206	12,172	△27,034	740	73,836
当事業年度末残高	△35,024	1,896	△33,128	1,257	732,703

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 買入金銭債権の評価基準及び評価方法

売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

5. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産の減価償却は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機（A T M等）については定額法、その他の動産については定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	13年～50年
動産	2年～15年

（会計方針の変更）

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ98百万円減少しております。

（追加情報）

当期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

6. 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

(2) 社債発行費

社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行費は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。

また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としておりますが、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期限までの期間に対応して償却するとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

(3) 債券発行費用

債券発行費用は債券繰延資産として計上し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。

なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券繰延資産（債券発行費用）は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。

7. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積

もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は34,561百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれの発生年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異（9,081百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

(5) 固定資産処分損失引当金

固定資産処分損失引当金は、将来移転を予定している当行本店や、閉鎖を予定しているリテールバンキングの一部の出張所及びA T Mコーナー等について見込まれる原状回復費用等の額を、契約書等に基づき合理的に算出して計上しております。

9. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

10. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、当期末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各事業年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は11百万円（税効果額控除前）であります。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは時価ヘッジによっております。

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識または繰延処理を行っております。

11. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

12. 連結納税制度の適用

当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額 389,537百万円
2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当期末に当該処分をせずに所有しているものは78,629百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は596百万円、延滞債権額は22,890百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は147百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は29,437百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は53,072百万円であります。

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は175百万円であります。
8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の期末残高の総額は、61,144百万円であります。

原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、157,021百万円であります。

9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	10百万円
買入金銭債権	47,380百万円
有価証券	530,569百万円
貸出金	14,000百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,058百万円
コールマネー	180,000百万円
債券貸借取引受入担保金	148,421百万円
借入金	51,480百万円
支払承諾	908百万円

上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券162,385百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は8,081百万円、デリバティブ取引の差入担保金は3,234百万円であります。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,110,134百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが2,738,325百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 16,727百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,902百万円
13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金108,500百万円が含まれております。
14. 社債には、劣後特約付社債490,538百万円が含まれております。

15. 「有価証券」中の「社債」のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は78,691百万円であります。

16. 1株当たりの純資産額 372円44銭

17. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

18. 関係会社に対する金銭債権総額 266,934百万円

19. 関係会社に対する金銭債務総額 220,582百万円

20. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当期における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、614百万円であります。

21. 当期末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△53,135百万円
年金資産(時価)(含む退職給付信託)	47,472百万円
<hr/>	
未積立退職給付債務	△5,662百万円
会計基準変更時差異の未処理額	4,237百万円
未認識数理計算上の差異	7,156百万円
未認識過去勤務債務	△3,002百万円
<hr/>	
貸借対照表計上額の純額	2,729百万円
前払年金費用	4,283百万円
退職給付引当金	△1,554百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	46,017百万円
役務取引等に係る収益総額	1,308百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	1,183百万円
その他の取引に係る収益総額	66,196百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	11,042百万円
役務取引等に係る費用総額	4,510百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	10,410百万円
その他の取引に係る費用総額	23,817百万円

2. 特別利益の匿名組合出資分配金66,054百万円は、当行連結子会社である有限会社ドルフィン・ジャパン・インベストメント（匿名組合の営業者）からの匿名組合出資分配金であり、当行本店不動産の売却にかかるものであります。

3. 当行は以下の資産について減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	金額（百万円）
東京都、愛知県、兵庫県 (11箇所)	出張所及びA T Mコー ナー	建物、その他の 有形固定資産	896

当行は、管理会計上の区分を考慮して資産グループを決定しております。

当事業年度においてリテールバンキング部門における一部出張所及びA T Mコーナー等について営業環境等を総合的に勘案した結果、廃止することを決定したため、廃止決定対象となった資産については、個別に遊休資産とみなし、回収可能価額をゼロとして、帳簿価額全額を減損しております。

上記の減損損失のうち、建物に関するものは793百万円、その他の有形固定資産に関するものは102百万円であります。

4. 「その他の特別損失」は、関係会社株式及び出資評価損32,109百万円及び投資損失引当金繰入額3,370百万円であります。

5. 1株当たり当期純利益金額 34円46銭

6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 28円72銭

7. 関連当事者との取引について記載すべき重要なものは以下のとおりであります。

(1) 親会社及び法人主要株主等

記載すべき重要な取引はありません。

(2) 子会社・子法人等及び関連法人等

(単位：百万円)

属 性	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	当期末残高
子会社・ 子法人等	Shinsei Finance (Cayman) Ltd.	所有 直接 100%	金銭貸借関係	劣後社債利息の支払 (注1)	4,978	社債	78,787
	Shinsei Finance II (Cayman) Ltd.	所有 直接 100%	金銭貸借関係	劣後社債利息の支払 (注2)	5,013	社債	71,008
	有限会社ドルフィン・ジャパン・イン ベストメント	所有 [100%](注3)	匿名組合の営業者	匿名組合出資分配 (注4)	66,054	—	—

(注1) 社債は、劣後社債であります。また、社債利息については発行時から平成28年7月までの期間は年6.318%の固定利率が適用され、それ以降の期間は、ステップアップ条項が付与された変動利率が適用されます。

(注2) 社債は、劣後社債であります。また、社債利息については発行時から平成28年7月までの期間は年7.06%の固定利率が適用され、それ以降の期間は、変動利率が適用されます。

なお、ステップアップ条項は付与されておりません。

(注3) 「議決権等の所有（被所有）割合」欄の[]内は、緊密な者の所有割合で外数であります。なお、当行は有限会社ドルフィン・ジャパン・インベストメントの議決権等を直接又は間接的に所有しておりませんが、同社を実質的に支配しているため、[]内に緊密な者の所有割合を記載しております。

(注4) 匿名組合の営業者である有限会社ドルフィン・ジャパン・インベストメントから受入れた匿名組合出資分配金であり、当行本店不動産の売却にかかるとあります。

(3) 兄弟会社等

該当ありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	当期末残高
役員及び その近親 者が議決 権の過半 を所有し ている等 の会社等 (当該子 会社・子 会社・子 会社等 を含む)	J.C. Flowers II L.P. (注1)	-	役務の提供 役員の兼任	管理報酬の受入(注2)	215	前受収益	43
				出資(注3)	4,172	-	-
				出資分配金	1,686	-	-
	NIBC Bank N.V.(注4)	-	-	コミットメントライン取 引(注5)	15,742	-	-
	NIBC Bank Ltd(注6)	-	-	貸出参加(注7)	456	証書貸付	570
	Hillcot Re Limited(注8)	所有 間接 33.7%	出資先の子会社 役員の兼任	保証(注9)	-	支払承諾	397
	サターンIサブ(ケイ マン)エグゼンプト・リミ テッド(注10)	-	役員の兼任等	第三者割当(注12)	2,148	-	-
	サターン・ジャパンIIサ ブ・シーブイ(注11)	-	役員の兼任等	第三者割当(注12)	2,334	-	-
	サターン・ジャパンIIIサ ブ・シーブイ(注11)	-	役員の兼任等	第三者割当(注12)	11,599	-	-
	サターンIVサブ・エルビー (注11)	-	役員の兼任等	第三者割当(注12)	33,917	-	-

(注1) 当行役員J.クリストファー フラワーズが会長を務めるJ.C.フラワーズ社(J.C.Flowers&Co. LLC)によって運営されているファンドであります。

(注2) 有限責任組合員の子会社に対する出資割合に基づき、管理報酬金額を決定しております。

(注3) パートナーシップ契約に基づき出資しております。なお、出資約束額は2億米ドルであります。

(注4) 当行役員J.クリストファー フラワーズが会長を務めるJ.C.フラワーズ社(J.C.Flowers&Co. LLC)が実質的に支配権を有するNIBC Holding N.V.がNIBC Bank N.V.の議決権の100%を間接的に保有しております。

(注5) 市場実勢を勘案して、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っており、融資枠の設定額を取引金額として記載しております。

(注6) 当行役員J.クリストファー フラワーズが会長を務めるJ.C.フラワーズ社(J.C.Flowers&Co. LLC)が実質的に支配権を有するNIBC Holding N.V.がNIBC Bank Ltd.の議決権の100%を保有しております。

(注7) 市場実勢を勘案して、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
なお、貸出参加枠は11百万米ドルとして設定しており、当期の貸出参加額を取引金額として記載しております。

(注8) 当行の関連法人等であるHillcot Holdings Limitedの100%子会社であります。

(注9) Hillcot Holdings Limitedによる買収後も、買収元が当社に対する再保険債務の保証を引き続き行っており、その再保険の支払が生じた場合に対する支払保証であります。買収時の合意事項の一環であるため、保証料は特段定められておりません。また保証残存年数は2年となっております。

(注10) 当行役員J. クリストファー フラワーズが代表者である投資ビークルであります。

(注11) 当行役員J. クリストファー フラワーズが代表者（ジェネラル・パートナーの取締役）である投資ビークルであります。

(注12) 第三者割当の内容は下記のとおりであります。

(1) 発行新株式数 普通株式	117, 647, 059株
(2) 発行価額	1株につき425円
(3) 発行価額の総額	50, 000, 000, 075円
(4) 資本組入額	25, 000, 000, 038円
(5) 申込期間	平成20年2月1日
(6) 払込期日	平成20年2月4日
(7) 新株券交付日	平成20年2月5日
(8) 割当先および株式数	
サターンIサブ(ケイマン)エグゼンプト・リミテッド	5, 056, 452株
サターン・ジャパンIIサブ・シーブイ	5, 492, 190株
サターン・ジャパンIIIサブ・シーブイ	27, 292, 678株
サターンIVサブ・エルピー	79, 805, 739株

(株主資本等変動計算書関係)

1. 当行の自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘 要
自 己 株 式					
普 通 株 式	96,418	4	—	96,422	
第二回甲種優先株式	—	74,528	74,528	—	(注1)
第三回乙種優先株式	—	300,000	300,000	—	(注2)
合 計	96,418	374,532	374,528	96,422	

(注1) 自己株式の増加74,528千株は、平成20年3月31日に、預金保険機構の取得請求を受け、取得したものであります。また、自己株式の減少74,528千株は、平成20年3月31日に、自己株式の消却を実施したことによるものであります。

(注2) 自己株式の増加300,000千株は、平成19年8月1日に、当該優先株式の取得条項の内容に関する定款の定めにより、一斉取得したものであります。また、自己株式の減少300,000千株は、平成19年8月1日に、自己株式の消却を実施したことによるものであります。

2. 当行の配当については、次のとおりであります。

当事業年度中の配当金支払額

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額	1株当たりの金額	基 準 日	効力発生日
平成19年 5月9日 取締役会	普 通 株 式	1,377百万円	1.00円	平成19年 3月31日	平成19年 5月30日
	第二回甲種優先株式	484百万円	6.50円	平成19年 3月31日	平成19年 5月30日
	第三回乙種優先株式	726百万円	2.42円	平成19年 3月31日	平成19年 5月30日
平成19年 11月14日 取締役会	第二回甲種優先株式	484百万円	6.50円	平成19年 9月30日	平成19年 12月7日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額	配 当 の 原 資	1株当たりの金額	基 準 日	効力発生日
平成20年 5月14日 取締役会 (予定)	普 通 株 式	5,773百万円	その他利益剰余金	2.94円	平成20年 3月31日	平成20年 6月5日

(有価証券関係)

貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の「商品有価証券」、「特定取引有価証券」及び「その他の特定取引資産」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成20年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた評価差額(△は損) (百万円)
売 買 目 的 有 価 証 券	131,863	△3,780

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	う ち 益 (百万円)	う ち 損 (百万円)
国 債	304,333	306,168	1,835	1,901	66
社 債	75,138	76,519	1,381	1,381	—
そ の 他	11,023	12,371	1,347	1,347	—
合 計	390,495	395,059	4,564	4,630	66

(注) 1. 時価は、当期末における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

(平成20年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (△は損) (百万円)
子会社・子法人等株式	10,166	10,140	△25

(注) 当期において、子会社・子法人等株式で時価のあるものについて12,666百万円の減損処理を行っております。なお、当該減損処理に伴い投資損失引当金6,622百万円を目的充当しております。

4. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(△は損) (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株 式	16,179	13,067	△3,112	385	3,498
債 券	548,982	545,580	△3,402	1,084	4,486
国 債	344,784	341,013	△3,770	378	4,148
地 方 債	2,205	2,264	58	58	—
社 債	201,993	202,302	308	647	338
そ の 他	516,306	487,625	△28,680	8,479	37,159
合 計	1,081,469	1,046,272	△35,196	9,949	45,145

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当期末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 「その他」は主として外国債券であります。

4. 上記の評価差額（損）35,196百万円に、時価評価されていない有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券の評価差額（益）171百万円を加えた額（損）35,024百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

5. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損失として処理（以下、「減損処理」という）しております。当期におけるこの減損処理額は4,598百万円であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

5. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

6. 当期中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	532,454	3,484	1,188

7. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額（平成20年3月31日現在）

	金額（百万円）
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	342,956
子会社・子法人等株式	337,715
関連法人等株式	5,240
その他有価証券	444,785
非上場株式	13,102
非上場地方債	4
非上場社債	283,743
非上場外国証券	70,715
その他	77,219

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額

(平成20年3月31日現在)

	1 年 以 内 (百万円)	1 年 超 5 年 以 内 (百万円)	5 年 超 10 年 以 内 (百万円)	10 年 超 (百万円)
債 券	462,760	672,078	27,876	46,083
国 債	298,645	300,618	—	46,083
地 方 債	4	1,738	525	—
社 債	164,110	369,721	27,351	—
そ の 他	26,072	244,934	169,714	158,866
合 計	488,833	917,012	197,591	204,949

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (平成20年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた評価差額 (△は損) (百万円)
運用目的の金銭の信託	487,978	△7,746

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成20年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成20年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(△は損) (百万円)	うち 益 (百万円)	うち 損 (百万円)
その他の金銭の信託	118,040	118,040	—	—	—

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当期末における市場価格等に基づき計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(売買目的の買入金銭債権関係)

売買目的の買入金銭債権 (平成20年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的の買入金銭債権	20,659	14

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
有価証券価格償却超過額	76,887百万円
貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	52,174
税務上の繰越欠損金	21,978
その他有価証券の時価評価に係る一時差異	14,391
繰延ヘッジ損失に係る一時差異	6,785
賞与引当金繰入超過額	4,207
退職給付引当金	2,283
固定資産処分損失引当金	1,999
投資損失引当金	1,371
その他	19,912
繰延税金資産小計	201,993
評価性引当額	△174,613
繰延税金資産合計	27,380
繰延税金負債	
繰延ヘッジ利益に係る一時差異	12,682
繰延税金負債合計	12,682
繰延税金資産の純額	14,697百万円

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成20年5月7日

株式会社 新生銀行
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	後藤 順子 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	宮崎 茂 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	松本 繁彦 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社新生銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第8期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき構築されている内部統制システムの状況について監視及び検証し、かつ、監査委員会が定めた監査規程、監査計画、職務の分担等に従い、重要な会議に出席し又は監査委員会の職務を補助する使用人をして出席せしめ、取締役及び執行役等から内部統制を含むその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し又は監査委員会の職務を補助する使用人をして閲覧せしめ、業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月9日

株式会社 新生銀行 監 査 委 員 会

監査委員	高橋弘	幸徳	Ⓜ
監査委員	伊藤侑	明	Ⓜ
監査委員	小川信	滋	Ⓜ
監査委員	可児	安	Ⓜ
監査委員	長島	治	Ⓜ

(注) 5名の監査委員全員が、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。

以 上